

5 生徒指導規程

1 生徒心得

常に岐阜県立岐阜城北高等学校生徒としての自覚と誇りを持って学業に励み、生徒心得を行動の指針として人格の修養に心掛け、明るく活力ある校風の樹立に努める。

1 礼儀

- (1) 正しい言葉遣いや品位ある行動を心掛ける。
- (2) 学校来訪者及び職員・生徒間にあっても、節度ある態度で接し、常に礼儀正しい挨拶を心掛ける。

2 身だしなみ

- (1) 通学の際には本校規定の制服を着用する。
- (2) 流行に左右されず、端正で飾らない清楚な身だしなみをする。

3 学校生活

- (1) 家庭では予習復習に努め、すべての授業に対して積極的・意欲的に取り組む。また、教室の移動や集会のときは、迅速に行動し、余裕をもって臨む。
- (2) 健康管理に留意し、欠席・遅刻・早退をしないように努める。やむを得ず欠席・遅刻をする場合は、保護者を通じ学校へ電話連絡をする。
- (3) 授業の途中で教室に入る場合は、遅刻届・保健室利用カード等を提出する。
- (4) 公共物を大切にし、進んで学校の美化・整頓に努め、私物等を放置しない。
- (5) 金銭、物品等の管理を徹底し、貸借は努めて避ける。
- (6) 学校生活に不必要なものは学校へ持ってこない。
- (7) スマートフォン、スマートウォッチ、携帯電話等は、朝のSHRから帰りのSHRまで電源を切り使用しない。
- (8) 交通ルールを遵守する。また、四ない運動「乗らない、免許を取らない、買わない、乗せてもらわない」を遵守する。

4 許可事項

次の場合は、保護者連名で生徒指導部へ許可願いを提出すること。

- ① 3年生の進路決定者で、自動車の運転免許取得が必要な場合

5 届出事項

(1) 次の場合は、所定の用紙により生徒指導部に届け出て指導を受けること。

- ① 遅刻をしたとき
- ② 早退、外出するとき
- ③ 掲示等を行うとき
- ④ 自転車通学をするとき
- ⑤ スマートフォン等を校内に持ち込むとき
- ⑥ アルバイトをするとき
- ⑦ 異装をするとき
- ⑧ 暴行、脅迫及び恐喝等の被害を受けたとき
- ⑨ 交通事故の加害者又は被害者になったとき
- ⑩ 校外で補導を受けたとき
- ⑪ 金銭・物品の紛失、盗難及び拾得のとき
- ⑫ 身分証明書を紛失したとき

(2) 次の場合は、所定の用紙により担任に届け出て指導を受けること。

- ① 校外行事へ参加するとき
- ② 旅行等で学割が必要なとき
- ③ 法定伝染病に感染したとき
- ④ 住所、家族に変動があったとき
- ⑤ 放課後、休日等に施設・設備等を使用するとき
- ⑥ 公共物の破損、亡失のあったとき

2 身だしなみ規定

流行に左右されず、端正で飾らない清楚な身だしなみをするよう心掛ける。

1 制服

- (1) 本校規定の制服を着用する。
- (2) 制服は、A型・B型から選択することができる。
- (3) フォーマルデイ以外は、ジャケット、ネクタイ、リボンを着用しなくてもよい。ただし、ジャケットを着用する際は、ネクタイ・リボンを着用する。フォーマルデイは原則として式典日とし、詳細はその都度明示する。
- (4) 本校規定のセーター・ベストを着用する場合はジャケットを着用しなくてもよい。セーター・ベストは、グレーか紺の2色から選択することができる。
- (5) 年間を通じて、気候や各自の体調に合わせて、ジャケット、長袖・半袖シャツ、セーター・ベストを着用し調整する。

2 頭髪

- (1) 清潔感のある髪型で整える。
- (2) パーマ、脱色、染色、付け毛（エクステンション）等の髪型は認めない。

3 装飾品

ピアス・指輪等の装飾品は身につけない。

4 化粧はしない。

5 その他

(1) 靴下

- ① 白色又は黒、紺、茶系統とする。スカートを着用の時は黒、紺色とする。
- ② ストッキングはベージュに限り認める。ただし、黒、紺色靴下を上に着用すること。

(2) 靴

- ① 運動靴あるいは黒又は茶の革靴とする。
- ② 厚底、ブーツ類、サンダルは禁止とする。

(3) 防寒具

- ① 本校規定のセーター・ベストを着用すること。
- ② 通学時にコート、ブルゾン類を着用することを認める。ただし、華美でないものとする。
- ③ スカート着用時のタイツは黒色で肌が透けないものとする。
- ④ セーター・カーディガン類を着用する場合は、色は黒・灰・紺色とし、ジャケットの下に着用すること。〔*令和2・3年度入学生のみ〕

(4) 上履き

本校規定のものを使用する。

(5) 通学靴

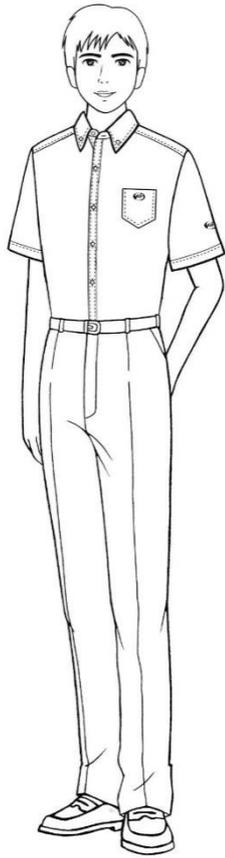
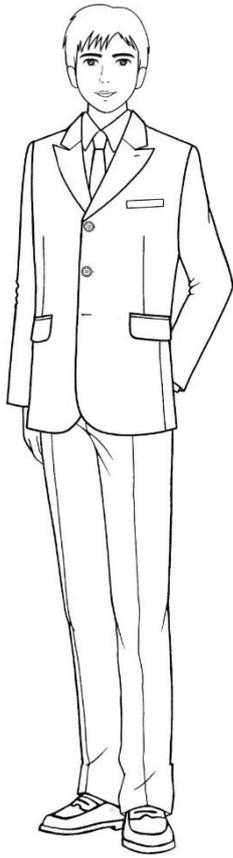
原則自由とする。ただし、教科書類や教材が入り安全に通学できるものとする。

3 改定手続き

- 1 生徒会は、生徒の意見を集約し、校長に対して、生徒指導規程の改正又は廃止を求めることができる。
- 2 校長は、前項の求めがあったとき、又は生徒指導規程の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者から意見を聴取するとともに、職員会議及び学校運営協議会でその内容を議論するものとする。
- 3 校長は、学校運営協議会での議論を踏まえ、生徒指導規程の改正又は廃止について決定するものとする。
- 4 前項の決定にあたっては、議論の過程及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

附則 令和2年2月27日改定
令和2年7月20日改定
令和3年4月22日改定
令和3年10月21日改定
令和4年4月1日改定

A 型



B 型

